

第8次熊本県保健医療計画 (菊池圏域編) について

令和5年(2023年)11月 熊本県菊池保健所

熊本県保健医療計画とは？

熊本県保健医療計画

《第7次熊本県保健医療計画・・・平成30年度（2018年度）～令和5年度（2023年度）》

- 医療法第30条の4の規定に基づく「医療計画」として、本県における医療提供体制の整備の方向性等を示すものであり、平成29年3月に策定した「熊本県地域医療構想」を推進するもの。
- 県政の基本方針である「第2期熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略」と一体的に推進する、本県の保健医療分野の基本的な計画であり、計画の推進に当たっては、行政機関、県民、保健医療関係者、関係団体等が一体となって取り組む。

菊池地域保健医療計画

《第7次菊池地域保健医療計画・・・平成30年度（2018年度）～令和5年度（2023年度）》

- 菊池地域における保健医療施策の基本的な計画として策定しており、県計画と一体的に推進する。
- 第8次計画では、県計画に統合し、圏域編として記載する。

第8次熊本県保健医療計画（菊池圏域編）

「圏域の概要」「圏域の現状」「圏域の課題」「取組みの方向性」を記載する。

菊池地域保健医療推進協議会

- 熊本県保健医療計画に関する協議及び情報共有等を行う場として設置している。
 - ・ 令和5年10月18日 熊本県保健医療計画（菊池圏域編）に掲載する項目を審議、決定
 - ・ 令和5年11月15日 熊本県保健医療計画（菊池圏域編）を審議予定

策定手順

- (1) 記載する項目の選定 菊池保健所
- (2) 記載する項目の審議、決定 第1回菊池地域保健医療推進協議会
- (3) 計画内容の作成 菊池保健所
- (4) 関係団体等に対する説明及び意見照会、意見反映 . . . 第2回菊池地域医療構想調整会議**
- (5) 計画内容の協議、決定 第2回菊池地域保健医療推進協議会

記載する項目

- ① 生活習慣病の早期発見・対策
- ② 医療機能の適切な分化と連携**
- ③ 外来医療に係る医療提供体制の確保** }
- ④ 糖尿病
- ⑤ 精神疾患
- ⑥ 在宅医療
- ⑦ 救急医療
- ⑧ 災害医療
- ⑨ 歯科保健医療対策
- ⑩ 健康危機管理に関する体制（新興感染症含む）

《 地域医療構想関係項目 》
菊池地域医療構想調整会議で協議

【医療機能の適切な分化と連携】

- 2021年度の病床機能報告によると、2025年には急性期及び慢性期の病床機能が過剰である一方、高度急性期及び回復期の病床機能が不足する見込みであり、病床機能の充実が課題となっています。
- 当圏域にお住いの方々は、隣接する熊本市医療圏へ受診・入院するケースが多く、圏域内だけで完結する医療提供体制の構築は難しい状況です。

【取組みの方向性】

- ・ 菊池地域医療構想調整会議において、将来の目指すべき医療提供体制の実現に向けて、各種協議を行うとともに、病床機能の分化連携等に取り組めます。

【外来医療に係る医療提供体制の確保】

- 人口10万人当たりの医師数は、県平均88.0人に対して69.1人と下回っています。一方、60歳以上の医師数は、県平均52.1%に対して49.2%と低いものの、全国平均より高い状況です。また、当圏域は、県内で数少ない人口増加地域であることに加え、今後は外国人の増加等も含めた人口構造の大きな変化が考えられます。
- 外来医療機能を担う医師の高齢化に伴う減少等を踏まえた人口構造の変化に対応できる医療提供体制の構築が課題となっています。

【取組みの方向性】

- ・ 菊池圏域で不足している外来医療機能とされている「初期救急（在宅当番医）」、「学校医」、「予防接種」、「産業医」、「在宅医療」の強化を目指して、一般診療所を新規開設する医師に協力意向を確認するとともに、菊池地域医療構想調整会議等で協議を行います。
- ・ 外国人の外来受診の利便性を向上と適切な受診を勧めるため、関係機関と連携し、受診方法の案内や多言語標記のホームページの周知等に取り組めます。